

議案第 7 号

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（所得制限）」に改め、同条第 1 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成

19年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(ひとり親家庭等の医療費の助成に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。  
(義務教育就学児の医療費の助成に関する経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

第1条による改正

瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条 略</p> <p><u>(所得制限)</u></p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父又は母に限る。以下この号において同じ。)の監護する児童が、児童を監護していない父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第5条から第11条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(ひとり親家庭等の医療費の助成に関する経過措置)</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の瑞穂町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用</u></p>	<p>第1条から第3条 略</p> <p><u>(所得の制限)</u></p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父又は母に限る。以下この号において同じ。)の監護する児童が、児童を監護していない父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第5条から第11条 略</p>

し、同日前に行われた療養に係る医療費の  
助成については、なお従前の例による。

3 略

第2条による改正

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条 略 (所得制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得(次条に規定する申請が1月から9月までであった場合は、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな</p> <p>い。</p> <p>2 略</p> <p>第5条から第12条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(<u>義務教育就学児の医療費の助成に関する経過措置</u>)</p> <p>3 <u>第2条の規定による改正後の瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条から第3条 略 (所得制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得(次条に規定する申請が1月から9月までであった場合は、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としな</p> <p>い。</p> <p>2 略</p> <p>第5条から第12条 略</p>